

平成29年11月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

泉南型国賠訴訟の和解手続に向けた調査復命書開示に関する要請書（緊急）

北海道アスベスト被害者支援弁護団
埼玉アスベスト弁護団
アスベスト訴訟関東弁護団
静岡アスベスト被害救済弁護団
アスベスト訴訟関西弁護団
泉南アスベストの会
大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団・弁護団
日本エタニットパイプ高松工場石綿被害国家賠償訴訟原告団
鳥栖工場労働者アスベスト被害国家賠償請求訴訟弁護団
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

私たちは、貴職に対し、いわゆる泉南型アスベスト国賠訴訟の原告となりうる厚生労働省から個別通知を受領した方及びその遺族等（以下「泉南型国賠訴訟の和解対象となりうるアスベスト被害者」といいます。）の方々の早期救済のために、下記のとおり要請いたします。

記

1. 要請の趣旨

- (1) 泉南型国賠訴訟の和解対象となりうるアスベスト被害者の相続人から、被害者の労災認定にあたって労働基準監督署が作成・取得した文書の開示請求がなされた時は、相続人に対して、当該文書を開示すること。
- (2) 泉南型国賠訴訟の和解対象となりうるアスベスト被害者ないし相続人に対しては、調査結果復命書及びその添付資料目録（目次）、被害者本人の陳述書（聴取書）を情報提供として速やかに開示すること。
- (3) 泉南型国賠訴訟の和解対象となりうるアスベスト被害者がじん肺管理区分決定者である場合も同様に、被害者ないし相続人に対して、粉じん作業従事歴申立書など当該被害者の就労状況把握のために必要な資料を情報提供として速やかに開示すること。

2. 要請の理由

(1) 要請の趣旨(1)について

厚生労働省は、今年10月3日、石綿(アスベスト)工場の元労働者又はその遺族に対し、「一定の要件を満たす方に賠償金をお支払いします」とするリーフレットを同封して賠償金の支払いに関するお知らせを送付しました。上記リーフレットには、①昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにはばく露する作業に従事したこと、②その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと、③提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であることの3つの要件が記載されています。

上記お知らせを受領したアスベスト被害者又はその遺族(相続人)は、訴訟を提起するかどうかを決断するにあたって、上記各要件を満たすかどうかを検討することになります。このうち上記①の要件については、45年以上も前の事実であるうえ、とくに被害者が死亡している場合は相続人が被害者の就労状況を知らないことがほとんどであるため、被害者の就労状況を知るのに、労災認定の際に労働基準監督署が作成した調査結果復命書及びその添付資料の内容を確認することが欠かせません。また、実際の訴訟において、国はアスベスト被害者の相続人に対し、被害者の就労状況や粉じん曝露状況を立証するよう求めますが、その立証のためにも調査結果復命書及びその添付資料が必要不可欠となってきます。

ところが、労働局は、相続人が未請求の休業補償給付や遺族補償給付などを受給していない場合、当該被害者にかかる調査結果復命書等について相続人自身の個人情報ではないとして、個人情報の開示請求を認めていません。これでは、上記の要件を満たすかどうかを判断することができません。

しかしながら、死亡被害者の相続人が国賠訴訟を提起する場合、被害者の就労状況などの事実が記録されている調査結果復命書は、損害賠償請求権の存否に密接に関連する相続人自身の個人情報が記載されていると解することができます。

また、死亡被害者の相続人が原告となった実際の泉南型国賠訴訟において、被害者の就労状況を立証するため、裁判所の訴訟指揮により、国側が任意に調査結果復命書を開示したケースがあります。

くわえて、厚生労働大臣は、最高裁判決を受けた大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の解決にあたって、同様の被害者について訴訟上の和解による解決を図ることを約しており、被害救済を進めるために国の保有する資料を開示することは国の責務ともいえます。

そこで、泉南型国賠の和解対象となりうる被害者の相続人から労働局長に対し調査結果復命書等の開示請求がなされたときは、速やかに開示に応じることを要請いたします。

(2) 要請の趣旨(2)及び(3)について

今般、厚生労働省から各労働局に対して、労災保険給付支給決定通知書及びじ

ん肺管理区分決定通知書については、泉南型国賠の和解対象となりうる被害者へ情報提供として開示する旨の通知がなされたと伺っております。

しかし、泉南型国賠訴訟の和解対象となりうるアスベスト被害者は、上記の情報だけでは国賠訴訟を提起できるか否か判断できません。

すでに述べたとおり、被害救済を進めるために国の保有する資料を開示することは加害者としての国の責務です。したがって、少なくとも労災認定時の調査結果復命書及びその添付資料目録（目次）、被害者本人の陳述書（聴取書）といった被害者の就労状況把握のための基礎的資料については、保有個人情報開示請求等の手続によらず、（無料の）情報提供として開示すべきです。

また、被害者がじん肺管理区分決定者の場合であっても、相続人に対する情報開示、被害者の就労状況把握のための情報提供の必要性は労災認定者の場合と何ら異なりません。

そこで、要請の趣旨（２）及び（３）のとおり、被害者の就労状況把握のための基礎的資料については速やかに情報提供すべきこと、被害者がじん肺管理区分決定者の場合も同様に、相続人に対して情報開示すること及び基礎的資料を速やかに情報提供することをあわせて要請する次第です。

以上のとおり、貴職におかれては、早急に労働局と連絡調整を行い、労働局長に開示に応じるよう適切に指導・監督していただくことを重ねて要請いたします。

【本件連絡先】

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（担当：澤田）

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F
0120-115-554